

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

あきる野市長

市町村名 (市町村コード)	あきる野市 (13228)
地域名 (地域内農業集落名)	東秋留地区 (二宮南飯坂、二宮北飯坂、雨間上野原、平沢松海道)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年9月11日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地区は直売所を中心に「地産地消型」の農業を展開している。農業者の高齢化及び担い手の不足が進み、遊休農地の更なる増加や直売会の会員数及び販売額の減少が懸念される。また、当地区で農業経営を行っていく上では鳥獣被害や盗難・ごみ捨てへの対策、かん水設備や直売所の老朽化などが課題としてあげられる。  
【地域の主な作物】  
スイートコーン、ナス、ネギ、バレイショ、サトイモ等の露地野菜や一部施設でトマト等が生産されている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

露地野菜と一部施設野菜の生産を中心とした農業を展開していく。  
直売所への出荷量の増加及び遊休農地発生防止への対策を推進していくため、農地中間管理事業等の農地貸借制度を周知し、新規参入を促進して新規就農者に農地を集積・集約していくことや、分散する担い手の農地を集約化していく必要がある。また、スイートコーン以外の特産物づくりや、農畜産物に高付加価値をつけ販売して販売額の増加につなげていくため、消費者への理解を深めていく必要がある。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理事業を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に農地の集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構の活用方法が農地所有者に十分に浸透していないため、情報提供等により啓発を進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
かん水設備の老朽化や狭い農道が通学路となり事故の危険が生じていることから、今後の農業の生産効率の向上等を図るため、農業者の要望を踏まえて、費用に見合った基盤整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
あきる野市認定農業者等担い手育成総合支援協議会等と連携を図りながら、担い手育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① 鳥獣被害対策について

ハクビシンやアライグマ等小型獣類の農作物被害が多数あることから、市にて簡易電気柵の貸し出しや、箱罾の貸与を行い、有害鳥獣被害を防止する。